H-20107-1 令和2年10月23日 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

熊取事業所 保安規定変更申請 (検査制度の見直し) コメント対応整理表

○9月7日(審査会合コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料	申請書反映箇所
1-1	一般産業用工業品が、調達物品等要求事項に適合していることを	一般産業用工業品の調達につきましては、従前から調達先に対して、	資料 1-2	
	確認する方法として、品質管理基準規則第34条以降の解釈で、一	調達要求事項として提示してきておりますものでございます。その	(H-20101)	
	般産業用工業品の情報を入手して原子力事業者が技術的な評価を	中に具体的なことは記しまして伝えているということでございま	17 頁 (No.256)	
	行うこと、一般産業用工業品の設置場所の環境の情報を供給者に	す。また、それを我々が入手しましたら技術的な評価というものは、	→H-20101-2	第12条の8(調
	提供し技術的な評価を行わせることが解釈で示されています。資	従前から行っておりますのでそのような形で実施してまいります。	17 頁 (No.256)	達プロセス)
	料の 256 では、保安規定第 12 条の 8 の調達プロセスの 2 項で、調			第2項
	達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方			
	法及び程度を定めると規定していて、次の12条の9で調達物品等			
	の要求事項の(6)で一般産業用工業品を使用するに当たって、評価			
	に必要な要求事項を含めると書いてありますけど事業者として、			
	一般産業用工業品の設置場所の環境の情報を供給者に提供し技術			
	的な評価を行わせることについて、保安規定若しくは下位文書に			
	どのように規定してどのように管理しようとしているのか、説明			
	をお願いします。			
	(中略)			
		→9/17WEB 面談:一般産業用工業品に関する保安規定申請書の記載	H-20104-2	第12条の8(調
	1	に関して、品管基準規則第 34 条第 2 項を踏まえたものに見直すと	9~10 頁	達プロセス)
	していきたいと思います。	ともに、同規則の解釈に示された例示を取り込む。		第2項
1-2		力量につきましては、従前23条で教育訓練ということで規定してい	資料 1-2	
		ます仕組みの中で実施していきます。具体的なところにつきまして		
		は、検査ですので検査要領書の検査項目、設備機器ごとに作成し読		_
		み合わせを行い、設備機器を所管する部門が力量を持つということ	22 頁 (No.346)	
		を認定する等の手続きを踏まえて検査をさせています。この辺りに		
		ついては、特に変更が必要ないと判断しています。検査の独立性に		
		ついては、どのように行うかということに関して、ご質問をいただ		
		きましたが、13条の3若しくは、第6章の施設管理で同じように記		
		載していますけど、検査に関わるような設備の調整であったり、点		
		検であったりを行った者に関しては、検査を実施させないと規定し		
	ますが、今回申請のあった保安規定第13条の3の5項、要員の力	ています。また、組織の活動としましては、我々の組織の規模とし		

○9月7日(審査会合コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料	申請書反映箇所
		て、完全に独立した組織で検査をするということが非常に難しいと		
	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	ころでございまして、可能な範囲で別の組織で検査するということ		
		はやりたいと思っていますけども、専門性であるとか、小さな組織		
		の所管するものにつきましては難しい場合が出てまいりますので、		
	のか説明してください。 (中略)	少なくとも別の者が検査を行うことで規定しています。		
		→9/17WEB 面談:保安規定第23条第3項について、法令改正を踏ま	H-20104-2	第 23 条(力量、
		えた記載に適正化するとともに検査員の力量に関して(2)を追加(以	18 頁	教育・訓練及び
		下(3)に番号繰り下げ。) する。また、第 23 条を引用している第 10		認識)第3項
	検査の役割、位置付けが規定されたものですので、保安規定上、う		H-20104-2	
		また、第23条に検査員の力量を規定する旨の補足説明を、H-20101-	7 頁	第 10 条の 3(要
	改正を踏まえた対応を保安規定と関連する下位文書でどういうふ			員の力量の確保
	うに規定しているのかというのは引き続き確認していく必要があ			及び教育訓練)
	りますので要求事項に従ってどのように仕組みを構築しているの		164, 165)	第1項、第2項
	かについては、今後の面談で確認をしていきます。		22 頁 (No.346)	
1-3		方針類につきましては、本社社長が定めておりまして、それを事業		
		所で具体的に展開するために目標設定していき、その設定のさま、	9 頁 (No.94)	66 - 6 / / P . I . P
		実施のさまを所長がフォローして社長に報告を上げていくというそ		第7条(保安品
		もそもの仕組みの立て付けがございますので、それを踏まえた記載	9 頁(No.94)	質目標)
	に移譲されていまして経営責任者が定められていない形の保安規			
	定になっています。ここは、品質基準規則の意図を汲み取ってい			
	ただきたいと思っております。			
	(中略)	甘滋田町でいいナナトは 11 夕辺坐まな老は しいこしょうで加工す	<i>₩</i> ₹₩1 1 0	
		基準規則でいいますと第 11 条経営責任者は、というところで加工事業許可本文、保安規定いずれも社長が方針を定めるというところで		
		業計り本义、保女規定いすれる任長が万軒を定めるというところで ございます。定めた方針をどのように展開していって、どのように	8 頁 (№.86) →H-20101-2	
		フォローしていったらよいかにつきましては、それ以降の条で記し	→n-20101-2 8 頁 (No.86)	_
		ております。具体的には、保安規定でいいますと第7条でございま	(2 次文書への	
	この場で規則の要求と保安規定の記載が違っていることについて		展開は申請書別	
	一説明できるのであれば、よろしくお願いします。	9 0	表 19 参照)	
	(中略)			
		保安品質目標につきましても現状、社長の定める弊社の2次文書の		第7条(保安品
		中で規定しておりましてその中から所長以下各部へと展開していく	5 頁	質目標)第1項
	譲しているというところが、こちらとしては疑問な点であります。 	仕組みとなっておりまして、この部分の記載につきましては検討が	H-20101-2	
		必要と思いますので今後検討したいと思います。	9 頁 (No.94)	
		→9/17WEB 面談:冒頭の「所長は・・・」について「社長は、所長を		
		通じて・・・」と見直す。		

○9月7日(審査会合コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料	申請書反映箇所
1-4	核燃料物質の管理、放射性廃棄物の管理の条文でありまして、今	我々の説明の対応が必要な部分かなと思っておりまして、従前変更	資料 1-1	_
	回規則改正によりまして、保安規定の審査基準に照らして妥当な	していない部分が申請書の中で説明できておりませんので、その部	(H-20100)	
	ことだとか、規則の要求が入っているかの観点で確認が必要と思	分が大丈夫かというご指摘だと受け止めております。審査基準と照	10 頁(第7	
	っております。この中で、中身が書いていないので不明ですけど	らして説明できるように今後対応させていただきたいと考えており	章、第8章)	
	も、特に今回加わりましたのが事業所外の廃棄及び運搬に関する	ます。	→H-20100-1	
	行為の実施体制という点と、許可で実施されている場合ですけど	→9/17WEB 面談資料 (H-20104) において、保安規定を変更しない記	11 頁	第71条、第74
	も平常時の環境放射性モニタリングの実施体制、この 2 つの点が	載も含めて、審査基準に照らして適合する物であることを説明する。		条、第75条及
	しっかり7章8章の中に入っているかを確認させていただきたい	9/17WEB 面談でのコメントを踏まえ H-20104 を見直した上で、補正	H-20104-2	び別表 9, 10, 11
	と思っております。	申請の参考資料とする。	30~31 頁	(2-1 参照)
1-5	保安規定変更認可申請されて、審査基準に照らして審査している	拝承。	_	2-4 参照。(別図、
	状況です。今回、審査基準が改正されまして、改正事項に対して全			別表、添付 1,2
	てに対して変更している状況ではないということですので、変更			について、面談
	していない点も含めて改正した内容がどういうところで、どうい			にて参考資料と
	う解釈で変更する必要がないのかということも含めて審査基準全			して示す。)
	体に対してご説明していただく必要がありますので、そういう認			
	識の下、資料を準備してご説明ください。			

○9月17日 (WEB 面談コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料	申請書反映箇所
2-1		←9/17WEB 面談では、環境モニタリングに関する許可の記載(許可本文 P. 115(二)、添 6P. 6-31(ハ)、体制は添 2P. 2-7(二))を説明。 保安規定については放射線管理の PDCA 第 38 条、第 39 条 (第 5 章放射線管理)からの別表 9,10 への展開と、放射線管理基準への関連に	_	_
		ついては別表 19 による条文整理を説明。 審査基準においては、加工規則第 8 条第 1 項 (放射性廃棄物の廃棄) 6. として定められている項目のため、あらためて保安規定を確認 したところ、第 71 条、第 72 条(第 8 章放射性廃棄物管理)からの 展開として環境モニタリングについて記載を追記するとともに、別 表 9, 10, 11 に掲載された事項に環境モニタリングに関連するものが 含まれていることを再整理して補正することとする。なお、別表 19 における条文と 2 次文書との整理においては、これら第 71 条、第 72 条、第 74 条、第 75 条も含めて、放射線管理基準に関連付けた整	H-20104-2 30~31 頁	第71条、第74条、第75条及び別表9,10,11
		理となっており、別表 19 は変更不要。		
2-2		新規制基準適合の設工認申請前の現段階においても、非常用電源設備3台とも巡視の対象としていることを踏まえ、別表13の2の巡視の記載を当該2台から3台に追加・変更する。	_	別表 13 の 2 加工施設技術基 準第 24 条(非 常用電源設備)

○9月17日 (WEB 面談コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料	申請書反映箇所
2-3	保全区域については、発電炉での実施例との比較だけではなく、	補足説明資料(H-20105)に示した保全区域の選定の考え方に加えて、	H-20105-2	別図2-(2)
	放射線管理であるとかソフト対応で判断してくウラン加工にお	当該コメントへの検討を行った。その結果、放射線監視盤が設置さ	2 頁	別図2-(3)
	いて、その対応が重要であることを踏まえて、「管理区域内の安	れた周辺監視区域及び通信連絡設備の設置された周辺監視区域から		
	全機能の一部を管理区域外に設置し、外から中をサポートする場	該当する場所を選定し、「第2加工棟 第2出入管理室」、「第1加工		
	所」との考え方を基に、保全区域を選定する必要がないか、検討	棟 第1事務室」、「第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室」、「保安棟		
	すること。	及び事務棟の該当する場所」(2か所)を追加することとする。		
		※:別図2-(2)及び別図2-(3)に該当箇所を図示する。		
2-4	面談資料 H-20104 においては、別表の改正もあり、資料に追加す	拝承。(以下の説明資料を 10/23 面談にて提示する。)	H-20139	全般
	ること。補正申請に向けて、新旧対照表においては、変更しない	・許可との記載整理表(H-20139)	H-20141	
	箇所についても全て示すこと。審査基準や法令について、保安規	・保安措置ガイドの反映箇所(H-20141)	H-20142	
	定が対応していることが分かるような申請書とすること。職務、	・経年劣化に関する技術的な評価(H-20142)	H-20143	
	計画、実施、評価及び改善、機器、設備の管理に漏れがないか、	・施設管理について (H-20143)	参考資料	
	全般を見て整理を進めること。	・参考資料(別図、別表、添付 1, 2)		
2-5	自主的に気づき補正申請において修正する点においては、適切な	拝承。	_	全般
	記載を行うこと。条文引用などにおいて不整合のないように、全			
	文にわたって確認すること。			

○10月2日 (WEB 面談コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料	申請書反映箇所
3-1	保全区域の選定の考え方(H-20105-1)において、保全区域を設	拝承。	H-20105-2	
	定する場所に関する記載と保全対象とする設備の記載が混同し		(全体を適正	
	ているため、整理すること。		化した。)	
3-2	保全区域の選定の考え方(H-20105-1)において、非常用電源設	拝承。電源ケーブルを設置した場所も保全区域にあたるかについて	H-20105-2	
	備の設置場所を保全区域に選定したことの説明に関連し、非常用	検討した結果、「非常用電源設備の補機のうち、燃料タンクの設置場	2 頁	
	電源設備から電源を各建物に給電するための電源ケーブルにつ	所は保全区域に含め、地下に埋設、高架又は外壁を通じて建物に		
	いて、その電源ケーブルを敷設した場所の取扱い及び保全対象と	引き込む電源ケーブルの設置場所は含まない。」旨を、追記した。		
	するものを検討し、説明すること。			
3-3	審査基準との整合性 (H-20104-1) の中で、第 29 条を削除し第 62	拝承。	_	全般
	条の6第7項に移管し変更したことで、第30条の3、第65条の			
	2、第85条等、他への影響が生じ補正する箇所が示されている。			
	変更に際し同様のことがないように、全般を確認すること。			
3-4	審査基準との整合性 (H-20104-1) では、第 45 条の 2 (24 ペー	拝承。「別図2」(4か所)を見直した。	_	第 40 条、第 41
	ジ)において「別図2に示す」と記されているが、コメント対応			条、第 45 条の
	表(H-20107)の番号 2-3 の補正申請書反映箇所の欄に別図 2-			2、第 46 条
	(2)、別図 2-(3)と記されているので、整合が取れるようにする			
	こと。			

○10月2日 (WEB 面談コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料	申請書反映箇所
3-5	コメント対応表 (H-20107) の番号 1-2 のコメント (力量に関す	拝承。	H-20101-2	第23条(力量、
	ること)は、許可との整合性 (H-20101-1)の No. 346 (品質管理	(第 23 条に検査員の力量を規定する旨の補足説明を、H-20101-2 の	22 頁 (No.346)	教育・訓練及び
	基準規則第 48 条第 5 項に関する事項)に該当するので、H-20101-	No. 346 に注釈し追記する。)		認識)第3項
	1の凡例(赤字(丸括弧):説明(補足))に沿って、補足説明を			
	すること。			
3-6	今回の保安規定の変更の内容が許可に基づくものであることを	拝承。	H-20139	_
	確認するための説明資料を準備すること。先行例として JNFL 濃			
	縮の 8/17 面談資料を参考とすること。			
3-7	保安規定を変更するに当たっては、関連し合う条項、図表に留意	拝承。	_	全般
	しながら漏れ抜けがないようにすること。			